

一般社団法人日本ゴールボール協会  
広報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会の広報活動を適正かつ能率的に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この規程において、広報活動とは、当協会の他活動を知らせ、会内外にその支持と協力を得る活動をいう。

(適用)

第3条 当協会における広報事務については、この規程の定めるところによる。

(広報担当者等の設置)

第4条 当協会は、広報担当理事を責任者とし、他1名以上を広報担当者とし、設置するものとする。

(広報事務)

第5条 管理部は、広報事務において、次の各号に定める事項について積極的な推進を図らなければならない。

- ① 広報活動に関する調査、研究ならびに企画運営に関すること
- ② 各部署との広報事務の連絡調整に関すること
- ③ 報道機関、官公庁、その他の関係方面との広報連絡に関すること
- ④ 広報資料の収集整備および活用に関すること
- ⑤ 職員の広報活動についての指導教養に関すること
- ⑥ その他、会内外広報に関すること

各部署は、それぞれの事務に関する広報資料を整備し、相互に緊密な連携を保つとともに、広報担当者を通じて、広報活動の組織的な運営が行われるよう配慮しなければならない。

(報道発表等)

第6条 新聞発表その他の公表はおおむね次の各号により行うものとする。

- ① 記者発表は、必要のつど開催するものとし、その際報道すべき内容および広報資料は、事前に担当理事において一括し提供するものとする
- ② 報道関係機関に対する発表は、広報担当者が事案の内容から必要と認めたものは自ら行い、または担当理事に行わせるものとする
- ③ 報道関係機関からの連絡または問合せに対しては、その都度広報担当者が担当理事の指示を受け、処理するものとする

(発表資料)

第7条 報道発表に関する資料（プレスリリース等）の作成と承認に関しては、原則として下記のスケジュールで行うものとする。

- ① 報道発表に関する資料（プレスリリース等）に関しては、関係各部署と連携し、広報担当者から報道当日の3日前までに担当理事に提出し、2日前までに承認をもらうものとする

- ② 承認された報道発表に関する資料（プレスリリース等）においては、報道時に当協会のホームページ上で開示することもあわせて承認をとり、広報部を通じてホームページ上で情報開示するものとする。

（取材）

第8条 当協会の取材においての情報開示の対象とするものは次の各号に掲げるものを原則とし、関係資料は広報担当者が責任をもって管理するものとする。

- ① 会基礎情報（協会連絡先、役員構成、会員数、事業概要）  
前項の資料は可能な限り最新の状態のものとする。  
取材対象者の選定、前項以外の情報においては、広報部担当理事の承認をもって実施するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は理事会が決議する。

（実施）

第10条 この規程は令和2年8月2日から施行する。